

都の錦に関する一資料

A Finding in the Life of Miyakononisiki

浜田啓介

Keisuke Hamada

大橋博・石川哲両氏は「薩藩における金山経営の諸仕法」〈地方史研究四三号〉に「山ヶ野金山御取建之由緒」なる資料の存在せる事を明らかにし、その中より記事を抜粋して示された。流人鉄舟の御証文写もその中にかかっている。但し両氏は鉄舟の何者であるかについては関心外であったし、この記載が国文学者の目に留る事も勘いであろう。特に私が矚目した原文に照して、遺憾ながら誤読があり、厳密なる翻刻ではない。又資料の性格についての記述もない。本稿にて再報する所以である。

該文書は、鹿児島県始良郡横川町山ヶ野の愛甲軍蔵氏所有にかかる古記録一冊である。原と一巻の巻物であって、現在は所有者の手により一帖に改装されている。その主要部分は「山ヶ野金山御取建之由緒」であり、その後部に「西藩野史之写」及びここに問題とする「御証文写」が附加されている。「御取建之由緒」は、享和三年山ヶ野金山奉行小倉喜藤太によって編まれたものを、弘化四年に改写したものである。弘化時に書足した部分があるから、その改写補訂者も又金山役人であったと見るべきである。「西藩野史之写」の金山部分は、参考の為に改写時に挿入されたものか。「御証文写」は、原本からか写本からか、やはりその折に改写され編綴されたものである。ともかく原証文は山ヶ野金山奉行所にあったものと思われる。以下に「御証文写」を示す。

御証文寫

無宿流人

一 京都御幸町通竹屋町友邊

圓入棹 鉄舟

一出羽国少蓮寺村加左衛門棹

出右衛門

右者依科被召込置候処此節出籠

被仰付鹿籠金山江被指替候間

諸事如例可申渡旨御差圖ニ而

候已上

高橋七郎右衛門

宝永二年西七月十日

上資料は片々たるものである。しかし、かの牢訴状にまつわりあまりにも謎の多い都の錦にとって、そして野間光辰先生をして、「不幸にして、薩摩に於ける都の錦の動静を徹すべき 確実な資料

は、現在のところでは以上に尽きている。」（「都の錦獄中獄外（下）」〈国語国文一七卷一〇号〉）と記さしめた都の錦にとっては、見逃す事のできない資料と信じられる。

本資料によって、鉄舟の金山移転の時期が明らかになった。それは宝永二年七月十日付である。野間先生は前引論攷に於いて、宝永七年移転との旧説を正され、牢訴の時期が偶然にも藩主襲封の機に際し、時の恩赦に預って一命を宥められ、鹿籠に移送されたものと推定されていた。本資料はこの推定の正しい事を証する。本状が出羽国少蓮寺村の出右衛門なる者と一括しての措置である事は、出牢が一般的な恩免措置に関しているからであろう。この時は牢訴状の日付よりも約八ヶ月の後にあたる。今更言う迄もなかるうが旧狩野文庫本「播摩相原」にある松岡十太夫書添の詩歌が別人の作であるという事も、全く確定した事になる。

次に、野間先生は「薩陽落穂集」に拠り、「御客屋奉行様」とは、最高裁判所ともいふべき「評定所」を指しているものの如くであると考定されている。私見にても、事実としては、都の錦が藩府にて入牢し、評定所の裁きを受けたものと思うが、御客屋奉行についてはなお不審を存する。「薩陽落穂集」の問題になる記事は「御家老座昔は評定所と申候」「評定所本は口事場と唱客屋にて有来候処客屋代官を御春屋役と被改客屋預り評定所預りと御役名に片書有之候」等である。さて「薩藩政要録」「鹿児島県史第二巻」第一編第五章等を検してみるに、御客屋奉行なる職名は無かったと判断される。その代りに客屋代官なるものあり、宝永七年に宿屋役と改称し、猶ほ使者等の節は客屋預と称する事とした。其の後、客屋預春屋役と称した様で、享保元年七月、之を客屋評定所預春屋役と改めたという（「鹿児島県史第二巻」P. 128）。客屋といい、宿屋といい、春屋というのは、すべて宿泊賄方に関する構築である。事実春屋役は、使者法事振舞等の料理賄方をその主たる職掌とする。しかしその一部に、「糺明の節詰人数へ賄調へ方」なる一項を含む事が注意される（「鹿児島県史第二巻」P. 128）。裁判は当時は口事奉行によって行われ、それは家老の中表方の支配を受けていた。民事外の科人遠流の事も表方の役職であるが、それは目付の中の糺明方によって取調べられ、評定所の裁決を仰いだものの如くである。

もう一条明らかにして置く事は、家老座の評定所と、口事場の評定所とは別であった点である。県史によるに、「家老の役所は初め評定所と云ひ、宝永二年二月、家老座と改めた」のであり、一方「宝永七年三月、口事奉行を糺明奉行と改め、同時に、口事を吟味、口事場を評定所と改めた」とある。

そこで、「薩陽落穂集」の記載は、「現家老座は元評定所なり。」「現評定所は元口事場にて客屋たり。」と読み、且つその評定所は二者別内容のものと考えるべきである。さすれば、この客屋は、家老座なる評定所とは関係しない事が明らかである。

又、客屋即評定所であったという事は、建造物の兼用についてのみ云う事であって、客屋としての役務と、評定所としての役務は、御勝手方と表方との大異があったのである。但、客屋預春屋役は、その建物全体の管理者として、評定所預でもあったわけだ。されば、裁判口事の政務に及んで客屋の名が付会される事は、少くとも薩藩内部にてはなかったのである。だから御客屋奉行といえは、

常識的には賄方と考えられるのである。しかし鉄舟が、厳密なる官制や習慣を知らざりしは、さもあるべき事である。その「御客屋奉行様」を以て指す所が、家老衆をさすか、糺明方をさすか、典獄様の者をさすか、或は鉄舟自身指す所がはっきり意識されていたかは猶不審とする。

ところで、本資料によって、又新たなる一疑惑が生じた。それは「京都御幸町通竹屋町友邊圓入悴」という点である。牢訴状での申立ては、父は松平万右衛門康等であり、その信ずべからざる事は野間先生が考証された通りである（「浮世草子名作集作者解題」〈評釈江戸文学叢書〉）。しかしなお、父が松平氏でないまでも、宍戸又は八田姓の者であろう事、播州佐用に所縁の者である事が、当然期待されていたのである。一方、京都御幸町通竹屋町が流人鉄舟にとって曾住の地である事は、これも又紛れもない所である。即ち牢訴状には、二十一才の時より六年間、此の地に借宅して和漢の学を修めた趣に述べられている。此の地が父の居所にあたり、その父の名称が友邊圓入という事は、全く意外な記述であると言わねばならぬ。牢訴状は公式の訴状である。本資料も公式の通達である。理由なくしてかかる結果があるとも思えない。牢訴状の申立が既に嘘偽であるとすれば、正しき方に改まったのか、嘘偽に嘘偽を重ねたのか。寺社奉行から薩藩へは、身柄に関する書類も来ているであろうし、何某の悴という事で江戸での陳述との喰違はすぐに露頭する筈と思われる。友邊圓入とは、江戸において彼の申立てた所によると推せられる。もし然りとすれば、松平姓を偽称した事になるから、上を憚らざる致し方にて、随分危険な事態であった。だから嘘偽露頭に及ばず、憚りある事とてかく仮の親を設けしめたのとれぬ事もない。友邊圓入が実父なりや否や。被勘当者という条件下において、真相はなお隠微である。

本資料についての考は以上に終る。附記して曰う。野間先生は寺阪吉右衛門墓の伝説を掲げて居られる（「都の錦獄中獄外（下）」）。寺阪吉右衛門と目された寺小屋の師匠は、実は流人鉄舟であり、今にその墓を伝うと。出水市平松なるその墓を検するに「用道徹山居士霊」「山右衛門」とあり、側面には「享保十一年丙午十月五日」「出水弟子中（以下平松村等六村名列記）」とある。「出水郡誌」には「剣術の達人なりしを以て門弟を集め」た旨を記す。「出水風土誌」（中村一正編T4）P. 249によれば、「吉右衛門自ら称す鉄舟なりと、即ち動かざるの義、世に出でざるの意なり。」とある。流寓の剣客にて又鉄舟と号した人には違いない。

猶本稿に際し、貴重なる資料を貸与された愛甲軍蔵氏に謝意を表す。